船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　北海道函館水産高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）校長　黒島　裕司

（変更後）校長　黄田　直樹

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　大分県立海洋科学高等学校

二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名

（変更前）校長　堤　　進

（変更後）校長　吉渡　正満

三　変更年月日　令和八年四月一日

公　　告

諸　事　項

工場財団

大分県佐伯市鶴谷町二丁目５番37号**佐伯重工業株式会社**の工場財団に佐伯市鶴谷町二丁目５番37号佐伯重工業株式会社の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年７月３日　大分地方法務局佐伯支局

在外会社の整理完結報告書の承認

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和24年政令第291号）第31条第１項の規定に基づき申請のあった下記在外会社の整理完結報告書については、申請のとおり承認したので、同条第３項の規定により公告する。

令和８年７月３日　　外務大臣　茂木　敏充

財務大臣　片山さつき

記

1　地　　域　朝鮮

2　在外会社名　金融組合令（大正３年朝鮮総督府制令第22号）により設立され、昭和20年８月15日現在朝鮮にあった金融組合

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告